

テーマ：1 プロミスが倒産すると過払いはどうか？

タイトル：プロミス倒産！あなたの過払いはどうか？

【要約・ディスクリプション】

プロミスが倒産!?その時、あなたが本来受け取れるはずだった数百万の過払いは、一体どれくらい減らされてしまうの？ここでは、消費者金融の倒産による、過払い減額事例を紹介します。

■ プロミスがもし倒産したら・・・過払いは消えてなくなるのか!?

プロミスが万が一倒産した場合、あなたが本来受け取れるはずだった過払いは、ほとんど返ってなくなります。

**グレーゾーン金利がなんとなく認められていた時代からコツコツと借金を返済していき、借金を完済までしている人は要注意です！**

放っておくと場合によっては数百万円の損を被ってしまう恐れも！

かつて巨額の過払い金負債を抱えて倒産した武富士。

その武富士で 100 万円の借金していた私の知人は、過払いを取り損ねて大損をしてしまったそうです。

■ 消費者金融倒産で、どのくらい過払いが減額される？～武富士のケース～

武富士で借金をしていた知人には、100万円の借金に対して過払いが約28万円ほど発生していたみたいです。

この人は借金を完済しておらず、過払いのみで残債が相殺でき、さらに 28 万円の返還金がある予定でした。

しかし、武富士の事実上の破産が決まってから後日、向こう側の弁護士から会社更生手続きを開始することの報告と、こちら側に分配される債権額が記載された書類が送られてきたようです。

そこに書かれていた債権金額はなんとたった 9000 円とのこと。

本来28万円返ってくるはずだった過払い金が、結局9000円しか返ってこなかったのです。

## 【プロミスが倒産した場合の過払いの減額はどのくらい？】

普通に、過払い金請求が成功した場合の返還金を100%とします。

万が一プロミスが倒産すると、3%~5%まで圧縮されると考えられます。

本来100万円が返ってくるのに、3万円~5万円しか返ってこなくなるということ。

過払い金請求を躊躇したばかりに、90万円以上損をしてしまうことになります。

なぜこんなに少なくなるのかというのと、債権者全員にプロミスの資産を分配することになるからです。

プロミスが債権者に支払う負債が総資産を上回っていると、当然債権者の取り分は少なくなってしまう。

倒産する状況というのは、ほとんどのケースで資産よりも負債額が大幅に上回っていることが多いでしょう。

そのため一人に回ってくる債権が、たった数%にまで圧縮されてしまうというわけです。

■完済済みの人は、お金を取り戻そう！

グレーゾーン金利（上限利息が18%を超える）期間、5年以上返済を続けていた場合は、過払いが発生している可能性が高いといわれています。

2010年6月に施行された貸金業法と出資法改正、この期間以前にプロミスなどの消費者金融から借入れをして返済を行っていた人は、早めに専門家に相談をしたほうがいいでしょう。

テーマ：2 プロミスの店舗、ATM、カード、自動契約機の何でお金を借りたかで、過払いは変わるのか？

タイトル：プロミスの借金、過払いが発生する目安とは？

### 【要約・ディスクリプション】

プロミスで借りているあなた！過払いが発生する基準を知っていますか？変更前のプロミ

☒の金利は25%を超えていたため、過払い対象の人はたくさんお金が戻ってくるかもしれませんが。まずは発生の目安を知っておきましょう。

#### ■過払い金はキャッシング契約方法で変動する!?

ATM、ネット、自動契約機など、契約方法で過払いが変動するのでしょうか？

それは、全くありません。

借入れの際の金利は、金額によってどの契約手段でも同じに決められているからです。

過払いの額が変わってくるのは、借入れ開始の時期と借入れ期間が関係しています。

ここでは、自分の借金に過払いがあるかどうかを判断する方法を紹介いたします。

#### ■過払いが発生する借入れの時期と返済期間について

過払いは、2010年6月17日に施行されたグレーゾーン金利撤廃のための法改正以前に返済していた借金が対象になります。

グレーゾーン金利の時の返済期間が5年以上ある場合は、過払いが発生している可能性が高いです。

#### 【グレーゾーン金利とは？】

過払いが発生するには、「グレーゾーン金利」を、借金の残債以上に支払っていないといけません。

グレーゾーン金利を簡単に説明すると、利息制限法の上限金利15~20%を超えていて、出資法で定められている上限金利29.2%には満たない金利で貸し付けている利息のことです。

昔は、利息制限法と出資法で定められていた上限金利は違っていたんです。

しかし、2010年6月17日の法改正以降は、出資法の上限金利が利息制限法の20%にまで引き下げられることになりました。

グレーゾーン金利の違法性が裁判でも認められたことにより、過去にさかのぼって、支払ったグレーゾーン金利分の返還を要求するようになったのが「過払い金返還請求」です。

#### ■☒で100万円借りていた場合の過払い発生条件

プロミスで 100 万円を借入れしていた人のケースで、過払いの条件を説明したいと思いません。

プロミスの場合は、適正金利へと変更が行われたのが 2007 年の 6 月 18 日以降。変更により 7.9%~17.8%までの貸付利息まで引き下げられました。それまでは、25.6%の金利で貸し付けが行われていました。

100 万円を借入れしていた人の場合、仮に残債が 50 万円残っていたとして、過去に支払ってきたグレーゾーン金利分が残債額を超えていれば、手元にお金が戻ってくることとなります。

変更前と変更後では 10%以上金利が変わりますので、借金の返済が長期にわたって行われていたり、高額になればなるほど過払い分は多くなります。

借金を完済している人だと残債との相殺がないため、そのまま過払いが返ってきます。結果、予想以上のお金が戻ってくることに、びっくりするかもしれません。

なお、過払いの相談は専門家でも無料で行っているところ</a>があるため、自分で計算しなくてもそちらに頼めば時間が掛かりません。

過払いが気になる人は、早めに対処してお金を取り戻しましょう。

テーマ：3 プロミスに過払いを請求する時の流れ

タイトル：プロミスへの過払い金請求を自分ではやらないほうがいい「ある理由」

#### 【要約・ディスクリプション】

過払いの請求は、自分でやらないほうがいいです。プロミスで借りていた大阪在住の自分が、過払い請求しようとしたのですが……。読んでいただくと、過払いを自分でやろうとは思えなくなるでしょう。

A さんからいただいたメールの内容をご紹介します。

A さんは大阪に住んでいる 42 歳の男性です。

彼は自分でプロミスに過払い請求を行なったのですが、その彼がどんな流れで過払いを取り戻し、どう思ったのかを紹介します。

## ■ プロミスで過払い金請求をするには？

自分でプロミスへ過払い金請求をやろうと思い、その手順について調べてみました。調べてみてわかったことで、まず壁にぶつかりました。それは、利息の引き直し計算でした。

引き直し計算は、過去これまでに支払ってきた利息分からグレーゾーン金利分を差し引いて、利息制限法内の正しい金利をはじき出すというもの。

その結果払いすぎた分に応じて残債を相殺し、残った分が過払いとして借り手に返ってきます。

この計算がとにかくややこしい……。

なんせ返済期間が15年以上もあるため、正直訳が分からない。ネットや書籍なんかで調べてみたけど、実際の計算は複雑です。

引き直し計算以外にも、色々ぶち当たった壁があります。

## ■ 自分でやる過払い請求は死ぬほど面倒！まずは流れを理解しよう

### 【プロミスに借金の取引履歴開示請求を行う】

過払い金請求でまず行うのは、プロミスのような消費者金融に対して取引履歴開示請求をすることです。

その履歴から、過去の借入れや返済、利払い金額などから過払い発生の有無を計算し直すことから始まります。

なお大阪などの業者側は、借り手が取引履歴の開示を要求してきたら、必ずそれに従わなければなりません。

開示までには、通常1か月～3か月ほど掛かりますが、プロミスの場合は、店頭まで取りに行くのであれば当日発行されることもあります。

配達なら1週間程度。借りていた金額にもよるのかもしれませんが。

弁護士や司法書士を雇った場合は、受任通知を送った段階で、業者は取り立てや催促がでなくなりします。

自分で請求をした場合も特に、強引な取り立てに発展したりというようなことはありませんでした。

### 【引き直し計算を行い過払い金を算出する】

開示された取引履歴から支払った過払い金を算出します。

重要な項目は、取引日、返済、借入、利息約定です。

この4つの項目に記載された内容を見て自分で計算を行います。

これがかなり複雑なので、私の場合はここであきらめて、大阪の法律事務所に相談することになりました。

自分で過払い金をしてみたいという人でも、多分この計算で挫折した人は多いのではないのでしょうか？

### 【業者との和解交渉や裁判手続き】

過払いがあることが分かったら、大阪などの消費者金融側と過払い金返還請求の交渉をすることになります。

うまくいけば電話で和解が終了する場合もあるそうですが、専門家の代理人を立てずに交渉した場合、それは望めないでしょう。

プロミスのような大手になると弁護士を立ててくるため、自分で交渉しようとするとなりになる可能性が高いです。

なお、和解交渉が決裂した場合は、裁判で強制執行を目指すことになります。

#### ■裁判になると時間が掛かる

和解がうまくいかず裁判になると、過払いが返ってくるまで1年以上掛かります。

手続きも複雑になるため、まず自分一人ではできません。

過払い発生の証拠や大阪の貸金業者の登記簿謄本など、必要書類の準備や裁判費用の確保など、手間と時間とコストが予想以上にのしかかってきます。

このようなことを色々考えると、過払いの請求は自分で行わず、大阪の弁護士や司法書士

を（Aさんは大阪在住のため）代理人に立てたほうがいいと私は思います。

テーマ：4 プロミスの過払いにおける 2つの争点①取引の分断②悪意の受益者

タイトル：プロミスとの過払い交渉！「取引の分断」と「悪意の受益者」とは？

### 【要約・ディスクリプション】

過払いの争点「取引の分断」と「悪意の受益者」とは何なのでしょう？大阪でプロミスに借りたお金の過払いに関する過去の最高裁判例も、分かりやすく紹介いたします。

プロミスのような大手消費者金融だと、向こうが弁護士を立ててくるケースも考えられます。

そこで争点となるのが、「取引の分断」と「悪意の受益者」。

**この2つの争点が消費者金融側との過払いの対決のポイント**です。

そこで、過払いを無事回収するために、まずはこの2つ争点について詳しく調べてみました。

## ■取引の分断と悪意の受益者について

### 【取引の分断とは？】

取引の分断とは、借金を一旦完済後、新たな契約を交わし再度借入れをしている状況のことをいいます。

プロミスとの過払い交渉では、この取引の分断が主張されるケースもあります。

取引の分断が裁判で認められると、1回目の契約で借入れをした借金が完済から10年以上経過していると、過払いが時効になってしまう可能性が考えられます。

### 【悪意の受益者とは？】

悪意の受益者とは、不当な利益であることを知りながら利益を得る者のことを指します。

これはどういうことなのでしょうか？

ちょっと難しいですが大阪などの消費者金融のケースで当てはめて説明すると、分かりやすいかもしれません。

利息制限法と出資法にはそれぞれ上限金利が違い、そのはざまをグレーゾーン金利と呼んでいました。

このグレーゾーン金利の存在を知らながら法律の矛盾点を突き、利息制限法の上限利率を超えた利益を得ている者を最高裁判所は悪意の受益者（当時の消費者金融）と結論づけました。

要するに「法律で決められていた上限利息を知っていたくせに、知らん顔して取りやがったな！」ということを悪意の受益者といいます。

■じつはプロミスは過去の最高裁で負けている

プロミスが仮に弁護士を立ててきて争うのであれば「取引の分断」と「みなし弁済」を主張してくるでしょう。

みなし弁済を簡単に説明すると、「利息制限法の上限利息を超える利率をとっていても、契約書にこのことについて明記していたでしょ？知っててあなたは契約したんでしょ？」という主張です。

これが裁判で認められると、プロミスは善意の受益者ということになり、過払いが少なくなってしまうことが考えられます。

しかし、実はプロミスは、ここで説明した「取引の分断」と「悪意の受益者」の争点で、平成23年12月最高裁の判決で負けているのです。

この判決では、プロミスやアコムら貸金業者の主張が通らず、過払いに加えてその分の利息5%を加算して、返還しなさいという決定が下りました。

借金を完済している人、返済と借入れを繰り返して長期間お金を借りていた人は、この利息が乗った分の過払いが返ってくる可能性があるのです。

まずは、地元大阪などの専門家に過払いの相談をしてみましょう。



テーマ：5 過払いが振り込まれるまでにかかる時間

タイトル：過払いが返還されるまでどのくらいかかるのか？数日？数か月？

#### 【要約・ディスクリプション】

過払いが返還されるまでどのくらいの時間が掛かるのでしょうか？和解が成立するか裁判になるかで、お金が振り込まれる返ってくるまでの時間が違うのです。実際に何日くらいで返ってくるかをまとめました。

#### ■ 過払い金は返還されるの？

過払いは、手続きや交渉を始めてから最終的にいつ振り込まれるのか？  
実際に過払いの請求を行った人から話を聞きまとめました。

和解交渉になるか裁判になるかで、過払いが支払われるまでの時間が違います。

#### ■ 取引履歴開示請求～和解交渉・裁判まで

過払い金返還請求は、まず取引履歴の開示請求を貸金業者側に伝え、実際に内容を開示してもらい必要があります。

開示までの時間はどの貸金業者なのかによって違うのですが、大体次のようになっています。

#### 【取引履歴の開示までに要する期間】

取引履歴の開示が行われるのは、ケースによってまちまち。

早い場合だと即日ということもありますが、大体 1 か月～2 か月ほどの期間を考慮したほうがいいでしょう。

プロミス、アコム、アイフルは、大体 2 週間～1 か月前後で開示します。

そこから過払いの計算をしなくては行けませんので、開示～過払いの算出まで実際に掛かる時間は、遅くとも 2 か月程度を目安にすると思います。

### 【和解交渉と裁判、過払い支払いまでの期間】

算出した過払いを証拠として和解交渉を行い、双方が納得すればそこで終了。

この和解交渉も時間が掛かるため、2か月程度を目安に待つ必要があります。

ですので、実際にお金が振り込まれるのは、半年後が目安です。

それを超えると、案件が複雑なのかもしくは依頼した法律事務所の対応に問題があるのかもしれない。

和解した場合は、大体このようになりますが裁判になるともっと時間が必要になります。

和解交渉までに3か月～4か月程度の時間を使い、さらに和解が決裂してから裁判に移行して、最終的に強制執行を実現するには、大体1年近くの時間が必要になることが多いです。

### ■法律事務所に過払い金返還までの期間を確認しよう

ここでは、過払いが返ってくるまでの期間を和解だと半年程度、裁判だと1年半程度と説明しましたが、債務の状況や依頼する法律事務所によってスピードは違います。

過払い案件がたくさんあるような時期はもっと時間が掛かるケースも考えられますので、詳しくは依頼を考えている弁護士や司法書士に相談するのがいいでしょう。

なお、過払い請求のような債務整理の相談は無料で行っている法律事務所があります。

まずは、無料相談の時に過払い返還までの時間を聞いておくといいでしょう。